

「東京ドームスポーツセンター東久留米」

東久留米市スポーツセンターに
ネーミングライツを導入しました

スポーツ施設や文化芸術施設などの施設名称に、スポンサー事業者の名前や商品ブランド名を付ける権利のことをいいます。別名「命名権」とも呼ばれています。

【ネーミングライツ対象施設】東久留米市スポーツセンター（大門町2ノ14ノ37）
※スポーツセンターは、ネーミングライツ導入後も、市の公の施設です。

【ネーミングライツによる施設名称】「東京ドームスポーツセンター東久留米」
※条例上の正式名称は、変更しません。

【スポンサー事業者】株式会社東京ドームスポーツ
【ネーミングライツ導入期間】5月1日～28年3月31日（木）

ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、スポンサー事業者と一体となってスポーツの推進を図ってまいります。

身近な方や団体で

善行などをされた方を

ご推薦ください

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、表彰式典を開催しています。式典では、市の公益の増進や文化の向上に功勞のあった方や、市民の模範としてふさわしい方に、市表彰規則に基づいて表彰状・感謝状の贈呈を行います。皆さんの身近に、善行などで市民の模範となる方や団体がありましたら、推薦してください。

公共施設予約・案内システム

を停止します

5月31日（土）午後1時～6月1日（日）午前0時（予定）の間、システム改修のため「公共施設予約・案内システム」からの施設予約を停止します。
閲覧は可能ですが、5月31日（土）午後1時以降に、直接各施設に予約申し込みをした場合は、復旧後まで反映されません。
利用する方には、ご不便・迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。
詳しくは各公共施設へ。

「環境基本計画」
改定支援委託業務の
公募型プロポーザル
を募集します

現在の「市環境基本計画」は27年3月で計画期間が終了するため、改定に向けて、改定支援業務委託に係る公募型プロポーザル（企画提案）を募集します。



参加を希望する事業者は、市ホームページ掲載の公募型プロポーザル実施要領などに沿い、6月5日（木）までに、応募書類を環境政策課政策調整担当（市役所5階）へ直接持参してください。
詳しくは同担当 ☎470・7753へ。

軽自動車税の納期限は

6月2日（月）です

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「26年度軽自動車税」の納期限は、6月2日（月）です。5月12日に発送しました納税通知書に記載されている金融機関で、お納めください。
【注意】身体障害者、精神障害者、常時介護者で、減免を受けようとする場合には、5月26日（月）までに課税課市民税係（市役所2階）へ申請が必要です。その際には納税通知書のほか、身体障害者手帳など、運転者の免許証、認め印を持参してください。
なお、前年度に減免を受けている方で、軽自動車の使用実態に係る報告書を提出した方は、改めて申請の必要はありません。

受験生チャレンジ支援貸付事業を

ご活用ください

都では受験生（中学3年生・高校3年生）を持つ一定以下の所得世帯の世帯主（生計中心者）に対し、学習塾などの費用や受験費用について、無条件により返済も免除となる

事業の内容

現在、中学3年生・高校3年生および20歳未満の中学生（生計中心者）③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下（1人扶養の下）1人増すごとに60万円加算④預貯金など

【利用できる方】次の①～⑦全てを満たす方
①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の世帯主（生計中心者）③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下（1人扶養の下）1人増すごとに60万円加算④預貯金など

【公聴会日程】①6月26日（木）午後1時から、小平市福祉会館（小平市学園東町1ノ19ノ13）②6月27日（金）午後7時から、都庁都民ホール
【公聴会の傍聴】当日先着100人程度
詳しくは都都市整備局都市計画課 ☎03・53388・3225、または同局ホームページ（http://www.toshisei.metro.tokyo.jp）をご覧ください。

都市計画の原案への
公述申出と公聴会のお知らせ

都では、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の都市計画変更を行うに当たり、同方針の原案を策定しました。

この原案について、皆さんに知っていただくとともに、対象区域内の住民その他利害関係のある方の意見を反映させるために、原案を縦覧に供し、公聴会を開催します。

【縦覧期間】5月16日（金）～30日（金）
【公述の申出】対象区域内に在住、または計画案に利害関係のある方は公述できます（1人10分以内。希望する方）
【公述の受付】6月2日（月）～4日（水）の午前9時～午後5時、本人が直接同課に持参してください
【試験日】6月22日（日）
詳しくは職員課 ☎470・7716へ。



国民年金

だより

国民年金の任意加入
未納期間が受給資格
期間に算入されます

これまでの、国民年金の任意加入被保険者（サラリーマンの妻や、海外在住者など）で本人の申し出により加入していた方が、保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんでした。

今年4月からは、この未納期間が、合算対象期間※1として受給資格期間に算入されることとなりました。

【注意】身体障害者、精神障害者、常時介護者で、減免を受けようとする場合には、5月26日（月）までに課税課市民税係（市役所2階）へ申請が必要です。その際には納税通知書のほか、身体障害者手帳など、運転者の免許証、認め印を持参してください。

【対象計画案】都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
【計画案の縦覧・申出書の配付場所】都都市整備局都市計画課、市都市計画課（市役所5階）
【縦覧期間】5月16日（金）～30日（金）
【公述の申出】対象区域内に在住、または計画案に利害関係のある方は公述できます（1人10分以内。希望する方）
【公述の受付】6月2日（月）～4日（水）の午前9時～午後5時、本人が直接同課に持参してください
【試験日】6月22日（日）
詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

6月1日(日)から
運転免許に関する
改正道路交通法が
施行されます

主な改正点
・免許取得 更新時に、一定

募集



市職員（保健師）

9月1日（月）以降に採用する市職員を募集します。
【受験資格】昭和49年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有し、9月1日（月）から勤務可能な方
【募集人数】若干名

【試験日】6月22日（日）
詳しくは職員課 ☎470・7716へ。

【試験日】6月22日（日）
詳しくは職員課 ☎470・7716へ。